

地域の危険度マップ

東・西・南・神山・吉野・大虫・王子保地区

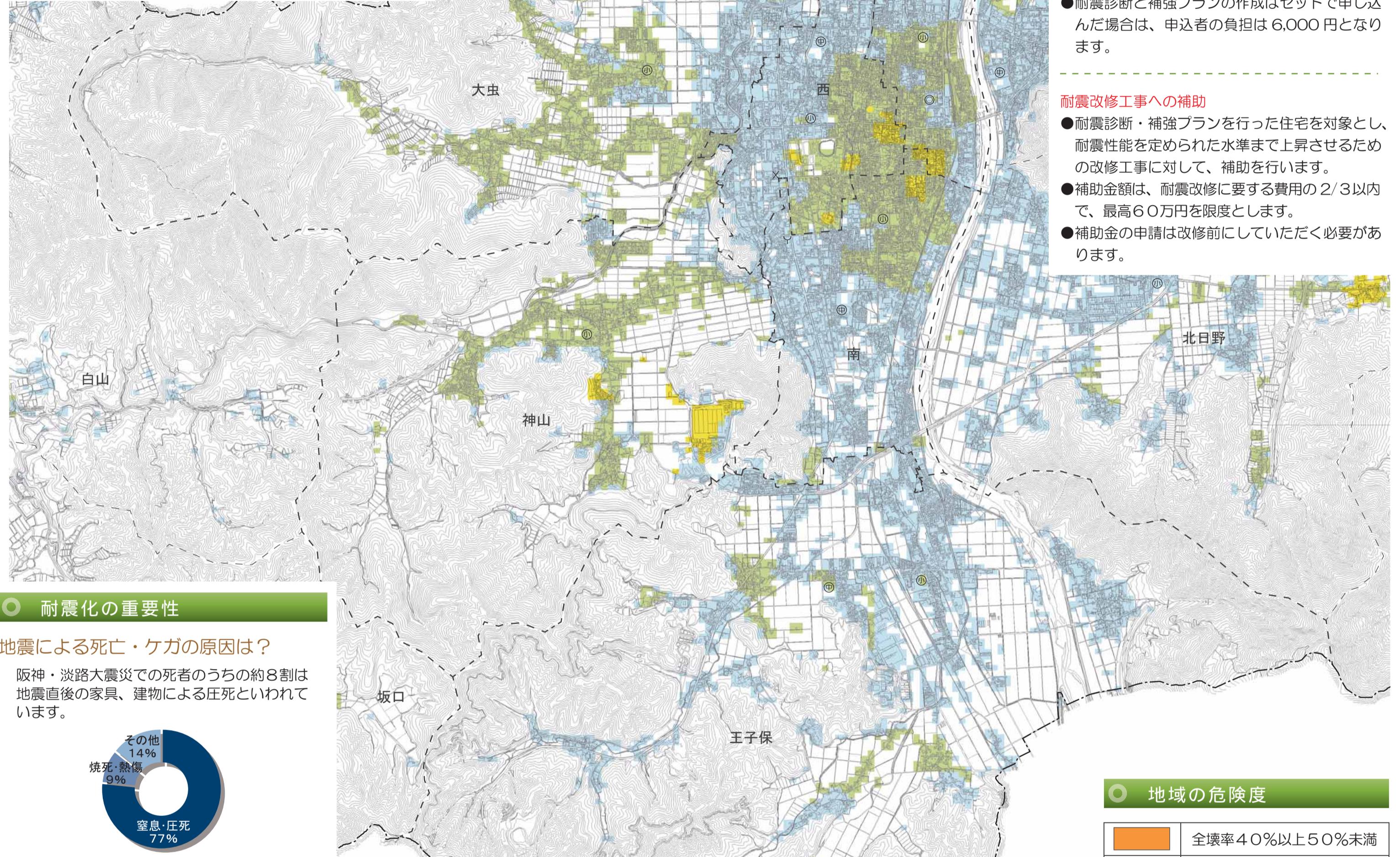
○ 地域の危険度マップとは

地域の危険度マップは、「ゆれやすさマップ」に示されている想定地震のゆれの強さになった場合に、建物に被害が生じる程度を『危険度（全壊率）』として、5段階に分けて色で表示したものです。危険度は地域の建物棟数と想定される最大のゆれから推定される建物の構造別建築年別の建物全壊率を掛け合わせ、全壊する建物の割合を推計したものです。

○ このマップの活用方法

- わが家のまわり、学校や職場のまわりの建物の危険度はどのくらいかチェックしましょう。
- わが家の耐震性は十分かチェックし、必要に応じ耐震診断や耐震工事を行いましょう。

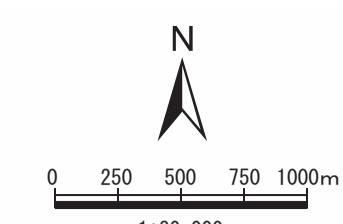
※このマップに示す建物被害の危険度は、地域ごとの危険性を示したものであり、個別の建物の危険性を示すものではありません。実際に被害を受けるかどうかは、建物ごとに異なりますので注意してください。



次のような項目に心当たりがある住宅は、特に要注意です。

- ドアあるいは窓を開めたとき、枠と家具の間に著しい縦長の隙間があいている。
- ドアあるいは窓の建付けが悪く、建具の開閉が変形のために思うようにいかない。
- 窓の敷居が著しく水平を欠いている。
- 建物の壁面が傾斜していることが、見ただけではわかる。
- 床面の傾斜が座っていて感じる。
- シロアリの成虫（4枚羽根のついたシロアリ）が浴室から飛び出す。
- 屋根の棟あるいは軒先が波打っている。
- 壁に長い斜めのひび割れが入っている。

耐震性の判断には建築の専門知識が必要されます。目立った症例が無くても、耐震診断を受けることが重要です。



○ 耐震診断について

住まいの耐震性がどの程度か調査する「耐震診断」。いわば人間の「健康診断」。地盤の状況や基礎の状態、上部構造として、壁の強さや配置、接合部の状況、劣化状況等を調査。上部構造は評点化されて、耐震改修工事の必要性があるかを判定します。「耐震診断」には、一般の人自己診断できる『誰でもできる我が家の中の耐震診断』と、『住宅の耐震化促進事業』で採用している建築士などの専門家に行う『一般診断法』があります。

※「誰でもできる我が家の中の耐震診断」は財団法人日本建築防災協会のホームページで診断することができます。



○ 木造住宅の耐震化促進事業

耐震診断及び補強プラン作成の支援

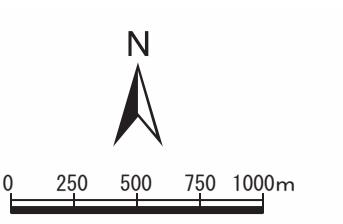
- 昭和56年5月31日以前に建築された戸建て木造住宅を対象に耐震診断及び補強プランを支援します。
- 耐震診断と補強プランの作成はセットで申し込んだ場合は、申込者の負担は6,000円となります。

○ 耐震改修工事への補助

- 耐震診断・補強プランを行った住宅を対象とし、耐震性能を定められた水準まで上昇させるための改修工事に対して、補助を行います。
- 補助金額は、耐震改修に要する費用の2/3以内で、最高60万円を限度とします。
- 補助金の申請は改修前にしていただく必要があります。

液状化危険度マップ

東・西・南・神山・吉野・大虫・王子保地区



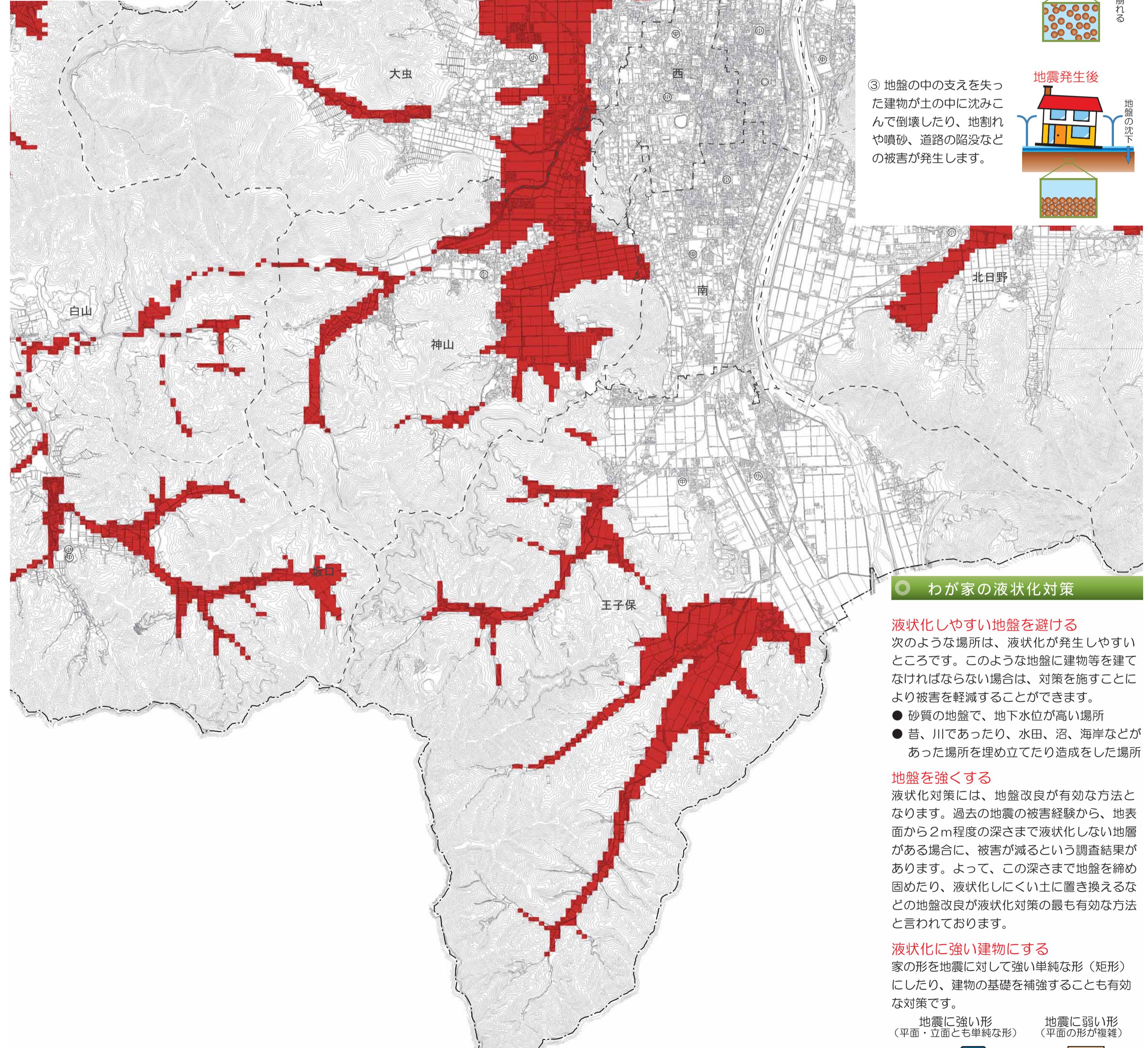
○ 液状化危険度マップとは

液状化危険度マップは、『ゆれやすさマップ』に示されている想定地震のゆれの強さになった場合に、液状化の危険度の程度を表示したもので、なお、山地（丘陵地を含む）・台地・扇状地では、液状化が発生しやすい緩い砂層が堆積していないことが多いため判定対象外としました。

○ このマップの活用方法

- わが家が建っている地盤の液状化危険度をチェックしましょう。
- 液状化による被害はライフラインにも及び、地震後に電気や水道が使えなくなる可能性があります。また、道路が陥没して不通となることもありますので、常備品・避難経路や避難場所を確認し、家族・地域で避難方法などについて話し合っておきましょう。

※地震の発生の仕方によっては、液状化の危険度が変わることもあります。あくまでも予測結果であることを理解したうえで、液状化対策にご活用ください。



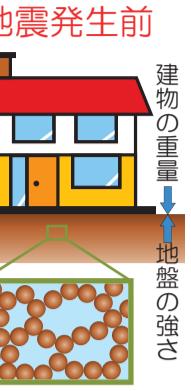
○ 液状化危険度

危険度が高い
判定対象外（山地・台地・扇状地）

○ 液状化現象とは

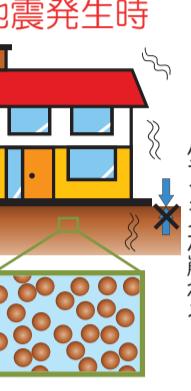
液状化現象は、地震によって地盤が一時に液体のようになってしまう現象のことです。地下水位が高く、地下に砂の層がある場所でゆれが発生した場合に起こる現象です。

① 地震発生前 建物の重量 地盤の強さ

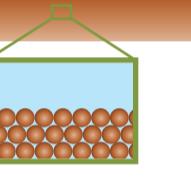


地震発生 !!

② 地震のゆれにより、地下水位が高まります。砂粒同士のかみあわせがはされ、水中に浮いて液状化します。



③ 地盤の中の支えを失った建物が土の中に沈みこんで倒壊したり、地割れや噴砂、道路の陥没などの被害が発生します。



この地図についてのお問い合わせは

越前市役所 建設部建築住宅課

TEL (0778) 22-3074

災害時は 越前市災害対策本部 まで